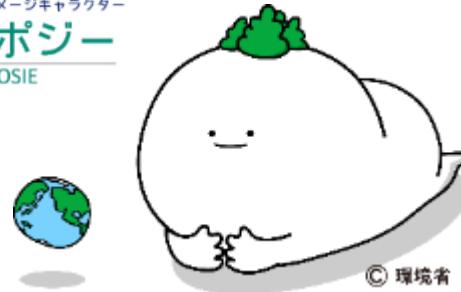


「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター
だいだらポジー
DAIDARAPOSIE



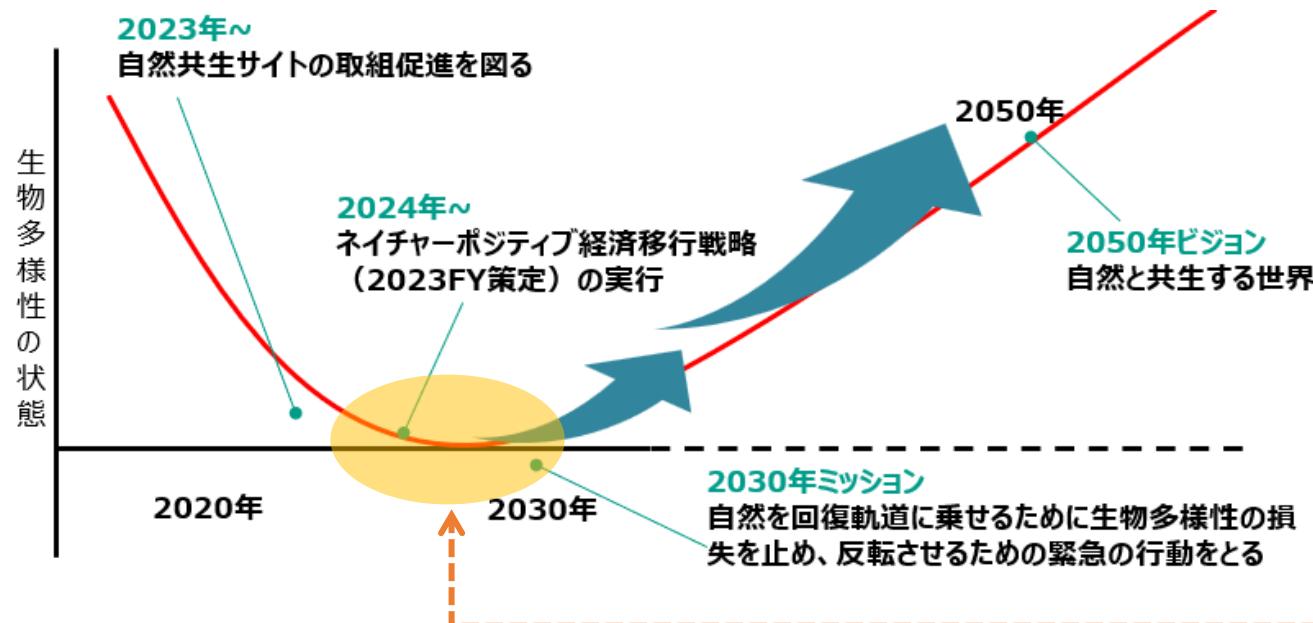
ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）



※本資料では、各用語を省略記載
NP : ネイチャーポジティブ
NPE : ネイチャーポジティブ経済
SC : サプライチェーン
VC : バリューチェーン

ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）について

- 「2050年自然共生社会」「2030年NPEへの移行」の実現に向け、「いつまでに、何をすべきか」の全体像を具体化することを目的に、**NPE移行戦略ロードマップ（2025-2030年）を策定。**
- 国の施策に加え、ステークホルダーの連帶した力の発揮等がNPEの実現に必要となるため、本ロードマップでは、**国の施策を主軸としつつ、企業・金融機関を含むステークホルダーに期待するアクションを整理。**
- これにより、**ステークホルダーの主体的な取組の深化や、関係省庁の施策との相乗効果を発揮し、連帶した取組を促進することで2030年以降のNPな取組効果の発現を目指す。**



2030年「ネイチャーポジティブ」を実現した世界観と生態系タイプ



2030年以降のNPな取組効果の発現を目指すべく、
国の施策を主軸としつつ、ステークホルダーに期待するアクションを整理

生物多様性条約

- 1993年に発効
- 締約国数は194カ国とEU・パレスチナ
- 条約の目的
 - 1 生物の多様性の保全
 - 2 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
 - 3 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

昆明・モントリオール生物多様性枠組(2022.12)

(生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された新たな世界目標)

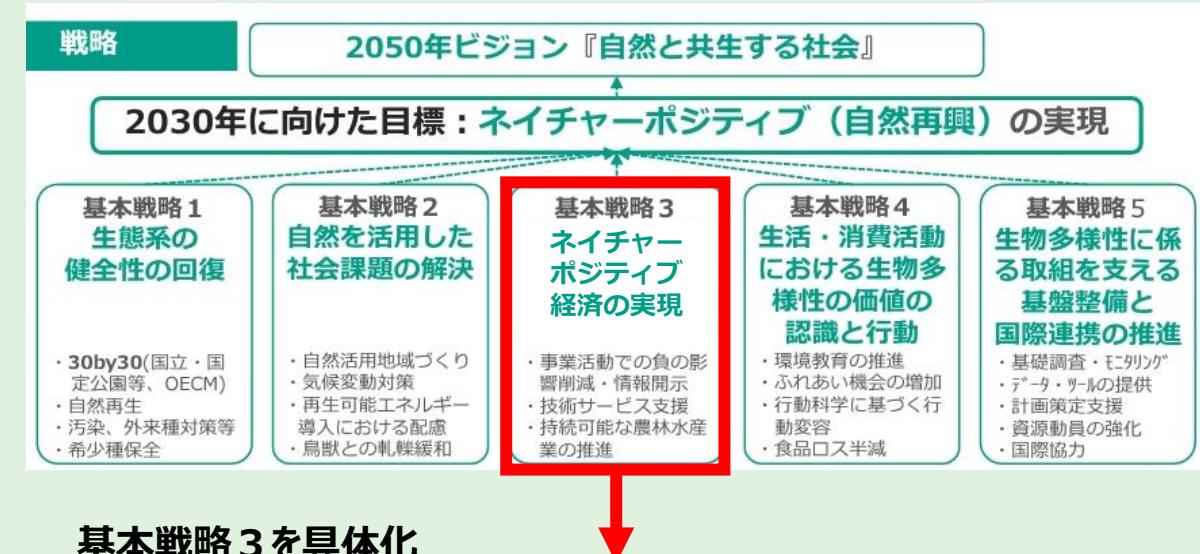
2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために**生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる**（=いわゆるネイチャーポジティブ）

生物多様性国家戦略2023-2030 (2023年3月31日閣議決定) *

- ※ 生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条の規定に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画。
- ※ COP17・19等における国別報告書の提出に合わせて、**国家戦略の状態目標・行動目標・施策の進捗評価**も実施。
- ※ **JBO4においては、国家戦略の状態目標を意識したデータ・指標の集積と根拠ある総合評価を実施。**

新世界目標を踏まえ、世界に先駆けて国家戦略を改定



- ・「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」の策定（2024年3月29日公表）
- ・具体的な道筋を示すロードマップを環境省が策定（2025年7月31日公表）

- NPE移行戦略上では2030年時点の「NPE移行後の絵姿」を以下のとおり示しており、今回のロードマップ化に当たって、「NPE移行後の状態」の詳細化を実施。

3. NPE移行後の絵姿※1

- 本戦略に基づく個々の企業のネイチャーポジティブ経営への移行が進み、行政や市民も含めた多様な主体によるネイチャーポジティブの取組が展開され、その総体としての資金の流れの変革を通じた、ネイチャーポジティブ経済へ移行した2030年時点の姿を以下のとおり示す。
- ネイチャーポジティブ経済移行後の絵姿としては、個々の企業の価値創造プロセスの実現により、情報開示を通じ取組が投資家や地域に高く評価され、企業価値の向上と地域価値の向上に結びつき、取組がさらに促進される好循環が生まれている。

NPE移行後の状態（絵姿）

A. 個々の企業のNP経営への移行が進んでいる状態

B. 情報開示を通じ取組が投資家や地域に高く評価され、企業価値の向上と地域価値の向上に結びつき、取組がさらに促進される好循環が生まれている状態

C. 上記絵姿実現のための基盤環境が整備されている状態

：

後頁で詳細を整理

こうした絵姿を実現するため、先ずはNP経営の方向に舵を切る企業等を増やしていく（その後、拡大・社会浸透等）

- ・ 取締役会や経営会議で生物多様性に関する報告や決定がある企業の割合※2：約5割（2023年時点：約4割）
- ・ ネイチャーポジティブ宣言の宣言・賛同団体数：1,000 団体（2025年7月時点：975団体）

→ 1,500団体に引き上げ

自然資本に立脚した、GDPを超えた豊かな社会の礎が築かれている

※ 1：NPE移行戦略「3.ネイチャーポジティブ経済移行後の絵姿」及び「5.ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた課題と対応」のうち「(4)基盤環境整備」より抜粋

※ 2：経団連自然保護協議会が実施するアンケートで「取締役会や経営会議で生物多様性に関する報告や決定がある」と回答した企業の割合

(1) NPE移行後の状態（絵姿）の整理（2/3）

グローバルVCを通じた
自然資本への
影響把握、負荷軽減

アジアモンスター地域等の国際社会

国際ルールメイキングへの貢献

A. 個々の企業のNP経営への移行が進展

企業

B.1 企業はNP経営への移行を価値創造ストーリーの中に位置づけ、機会創出による持続的なキャッシュフローの増加と、適切なリスク管理による資本コストの低減・最適化を図っている

NP関連の製品・
サービスのコミュニケーション・
売買等による企業価値向上

消費者

B.3 消費者・市場等はNP関連の製品・サービスを評価でき、NPな消費行動が進展し、地域価値向上にも貢献している

ネイチャーファイナンス

投資等による
企業価値向上

自然関連財務情報開示

金融機関・投資家

B.2 金融機関・投資家が建設的な対話を通じて企業のNP取組を投融資判断に織り込み、投融資を行っている

連帶した力の発揮等による 自然資本の保全と経済循環

B. 情報開示を通じ取組が金融機関・投資家や地域に
高く評価され、企業価値の向上と地域価値の向上
に結びつき、取組がさらに促進される好循環

地域

B.4 地域が保有する自然資本の価値が、企業等のステークホルダーに評価され、生物多様性地域戦略等の計画が企業等との対話において機能し、その結果として地域における自然資本の保全と経済循環が進んでいる

C. 上記の絵姿の実現のための基盤環境が整備されている状態

A. 個々の企業のNP経営への移行が進んでいる状態

- グローバルVC全体を通じた自然へのネガティブな影響よりも、ポジティブな影響が上回る経営状態を目指し、個社が自社にとってのリスクを把握した上で、既存ビジネスにおいてリスクを回避できており、新規ビジネスにおいてもリスクに配慮した展開ができる状態。加えて、自社にとっての機会を認識した上で、機会を起点にビジネス化ができる状態
- その際、気候変動対策や循環経済の取組と、自然資本の保全・回復のための取組とのシナジーの最大化・トレードオフの最小化が各社の考え方に入り込んでいる

B. 情報開示を通じ取組が投資家や地域に高く評価され、企業価値の向上と地域価値の向上に結びつき、取組がさらに促進される好循環が生まれている状態

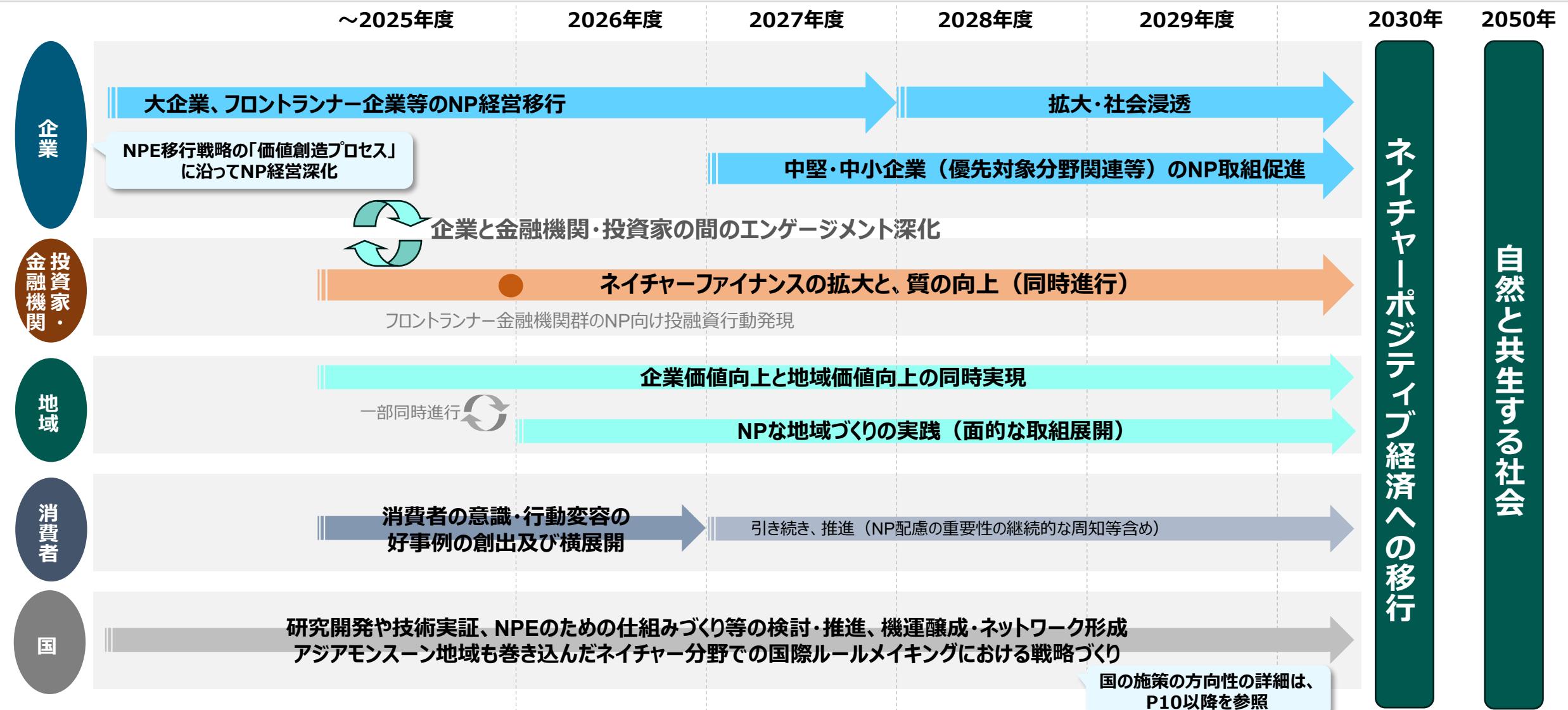
- 企業のNPへの貢献価値、及び地域の自然資本価値について、適切な評価手法が確立・普及している。
それを踏まえ、下記1、2、3が進むことで企業価値の向上等^{※1}に結びつき、さらに3によって地域価値の向上にも貢献している状態
 - 企業はNP経営への移行を価値創造ストーリーの中に位置づけ、機会創出による持続的なキャッシュフローの増加と、適切なリスク管理による資本コストの低減・最適化を図っている
 - 金融機関・投資家が建設的な対話を通じて企業のNP取組を投融資判断に織り込み、投融資を行っている
 - 消費者・市場等はNP関連の製品・サービスを評価でき、NPな消費行動が進展し、地域価値向上にも貢献している
 - 地域が保有する自然資本の価値が、企業等のステークホルダーに評価され（地域の自然資本価値の指標化が進んでいる）、生物多様性地域戦略等の計画が企業等との対話において機能し、その結果として地域における自然資本の保全と経済循環が進んでいる

C. 上記の絵姿の実現のための基盤環境が整備されている状態

- NP取組に必要な資金・資本が投じられるようなDX（生物多様性に関する一次情報データベース化、取組効果の見える化等のデジタル技術の促進等）が進んでいる状態
- NP取組に必要な研究開発・技術実証支援が進むことで様々なイノベーションが創出されており、NP技術やビジネスモデルが普及段階に至っている状態
- 国際枠組への参画等によって日本の「NP移行」の考えがグローバルに評価されるルールメイキングが進み、日本企業によるNPな取組がアジアモンスーン地域等において横展開できている状態
- 機運醸成・ネットワーク形成を目的としたプラットフォーム等の展開により、NP技術を保有する企業と求める企業・自治体等のステークホルダー間でのマッチングが進むなど、異業種間での互助・協業による効果が発揮されている状態

※1 企業の取組が市場から評価され、株価やPBRの向上等が図られている状態。なお、「環境に関する情報開示や保全取組が進んでいる企業ほど利益率や企業価値が上昇している」ことの研究（Shen et al. 2024）や、「TNFDに賛同する企業の株価パフォーマンスも良好に推移している」データ（中川 2024：NOMURA Global Markets Research2024年11月14日号、リンク無し）がある。

(2) NPE移行に向けた過程



視点 1



ランドスケープアプローチ※の観点から地域の自然資本を活かしたNPな地域づくりを実現
～企業価値と地域の価値を併せて向上、地域活性化に繋げる～

※ ランドスケープアプローチとは、一定の地域や空間において、主に土地・空間計画をベースに、多様な人間活動と自然環境を総合的に取扱い、課題解決を導き出す手法のこと。例えば、自然資本の供給側（上流）から消費側（下流）までが一体となって、そのランドスケープの中にいるマルチセクターが連携して取り組むことなど。

視点 2



自然資本の環境価値を活用した経済全体の高付加価値化、情報開示促進及び
ネイチャーファイナンスの拡大により、NP経営実践の拡大・深化を図る

視点 3



NPな取組を進める日本企業の国際的競争力の強化のため、産官学の連携の下、
自然資源の調達や土地利用の在り方を含めた自然領域のルールメイキング等に
積極的に関与・主導する

(3) NPE移行に向けた重要な視点 1 現状・理想・ギャップ

視点 1：ランドスケープアプローチの観点から地域の自然資本を活かしたNPな地域づくりを実現 ～企業価値と地域の価値を併せて向上、地域活性化に繋げる～

現状

- 一部の企業は、TNFD開示等のプロセス（自然関連のリスク・機会の特定等）において地域の自然資本との接点の把握に取り組んでおり、地方自治体等地域のステークホルダーと対話をしつつ、NP取組の機会を探索している状況。一方、NP取組の実行にあたって、企業の活動と地域とのつながりは明確化できていない
- 自治体や流域等の地域単位でNPをテーマとしたプラットフォームやアライアンス等が設置され始めている



理想

- ランドスケープアプローチの考え方の浸透によって、企業が地域の自然資本（例：森林、草原、里地里山、湿地、湖沼、藻場・干潟、サンゴ礁、トキ・コウノトリ等の地域のシンボルとなる希少種）とのつながりを認識し、企業によるNP取組によって企業価値と地域価値が向上している
- 生物多様性地域戦略等が機能することで自然資本の価値が地域内で共有され、プラットフォーム等の連携の場の活性化により新たに価値が創出・分配される好循環が生まれている

現状と理想のギャップ (=本視点における主要課題)

- 1-1：企業価値向上と地域価値向上の同時実現**：事業活動と地域の自然資本との関係をより定量的にかつストーリー立てて把握できるようにしたうえで、NP取組によって企業価値と地域価値の向上の同時実現につながっている成功事例の創出が必要。また、地域の自然資本を守り、活かすことへのインセンティブが不十分
- 1-2：NPな地域づくりの体制強化（面的な取組展開）**：地域が主体となって、地方自治体、地域に関連する企業・金融機関・NPO/NGO等の保全管理の担い手・中間支援組織・住民等の多様なステークホルダーを巻き込んだNPな地域づくりの体制強化をさらに進めが必要。また、生物多様性地域戦略等が機能し、企業等との連携を生み出す事例の創出が必要

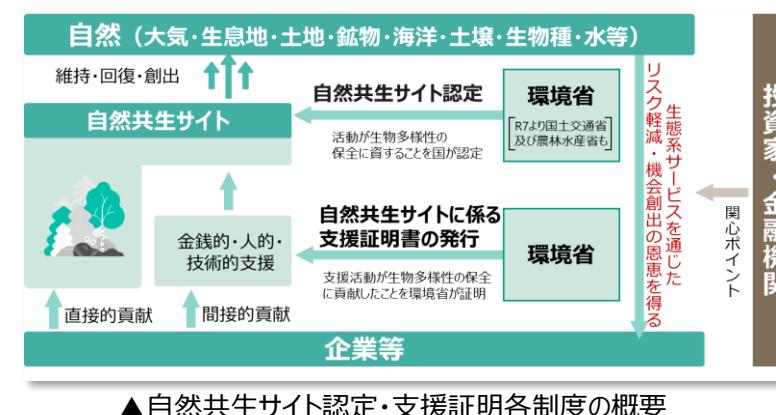
今後の方向性の整理1-1：企業価値向上と地域価値向上の同時実現



課題への対応状況

- 環境省では、生物多様性やその保全の観点から重要な地域※1などプライオリティロケーションの特定に活用できるツールとして「生物多様性見える化マップ」を開発。地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイト認定の運用や、地域内（流域内）の保護地域と重要地域の理解を深化
- 企業等のNP取組の促進を狙いとして、自然共生サイトを法制化するとともに、自然共生サイトへの支援を公的に認定するための支援証明書制度の運用を開始（TNFD等の情報開示への活用のために、支援内容と自社VCの関係の分析等のポイントを整理）
- 企業等のNP取組により創出される経済価値（企業にとっての価値及び社会的価値）の試算を、栃木県・那須野が原地域の水資源の保全をモデルとして実施

▼
企業の活動と地域の自然資本との関係をより定量的にかつストーリーを立て把握できるようにしたうえで、企業のNP取組によって**企業価値と地域価値の向上の同時実現につながっている成功事例の創出**が必要



今後の方向性

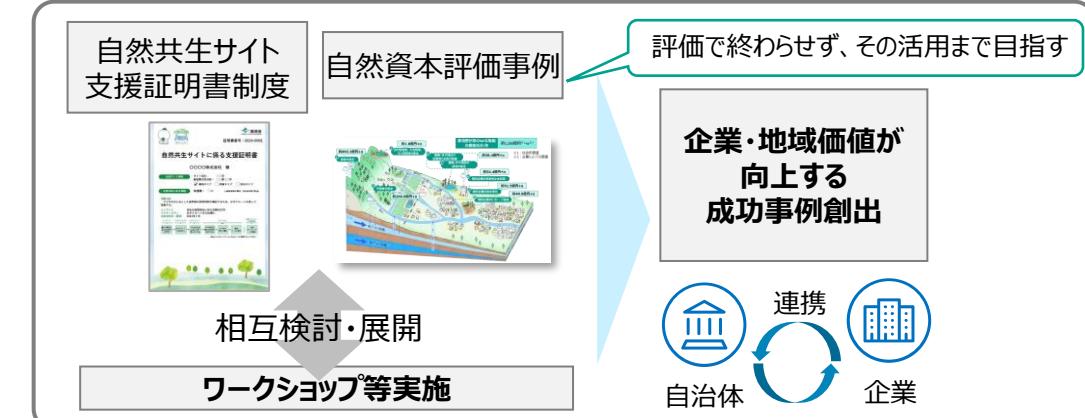
国の施策

- TNFDとの連携強化も見据えた**自然共生サイト認定及び支援証明書制度の運用**【～2030年度（支援証明書制度は2025年度～本格運用開始）】
- 自然共生サイトに関する情報や自治体毎の保全状況・目標等が分かるよう**生物多様性見える化マップの機能を搭載・拡充**【～2030年度】
- 企業価値・地域価値の向上の見える化に向けたワークショップ等の実施**（那須野が原地域のモデル事例の横展開等）【～2026年度】
- 自然共生サイトの観光活用等、**NP取組が企業価値や地域価値向上につながる成功事例の創出**【～2026年度】

ステークホルダーの取組

- 企業は、流域等地域における自然資本と事業活動の関係性の把握に努め、信頼性と透明性の確保を目的とした開示として自然共生サイトおよび支援証明書を活用。**自治体等ステークホルダーと連携し、NP取組によって企業価値と地域価値の向上の同時実現を図るモデル事例を創出**
- 自治体は、地域の自然資本・生物多様性に関する情報を発信し、**地域の企業や金融機関等との対話を経てNP取組の機会の探索**を行う

今後の方向性イメージ



※1 例えば、自然公園法・自然環境保全法・鳥獣保護管理法等に基づく保護地域のほか、生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）等がある。

出典：環境省「[生物多様性「見える化」マップ](#)」/環境省「[支援証明書の情報開示への活用に係る考察資料](#)」

今後の方向性の整理1-2：NPな地域づくりの体制強化（面的な取組展開）



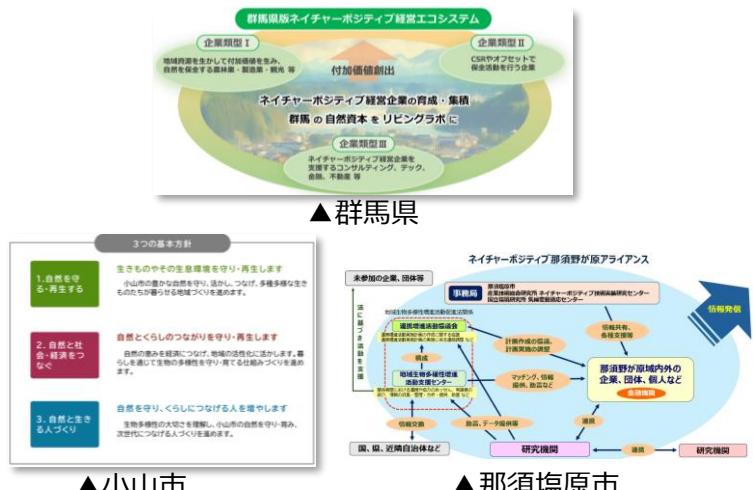
課題への対応状況

- ・一部の地域では、NPをメインテーマとした官民連携のプラットフォームやアライアンス等を地域が主体となって設置
 - ・環境省では、生物多様性地域戦略の策定支援を実施している他、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム（NPEプラットフォーム）を新設するなど、NPな地域づくりの実現に向けた互助・協業の取組を支援
 - ・2025年4月に地域生物多様性増進法を施行し、市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を認定する仕組みの運用を開始

▼

 - ・**地域におけるステークホルダー間での対話や、互助・協業による面向的なNP取組は限定的**であり、まずは流域間連携など地域の多様な主体の参画・協働を促進する体制を構築し、モデルとなる事例の創出が必要
 - ・都道府県・政令指定都市は、生物多様性地域戦略を策定済みだが、**市町村単位での策定は限定的**であり、地域の価値向上のために実効性のある地域戦略の策定や、地域における関連計画への反映等を通じて、その実現が必要

地域主体の官民連携プラットフォームやアライアンス



今後の方向性

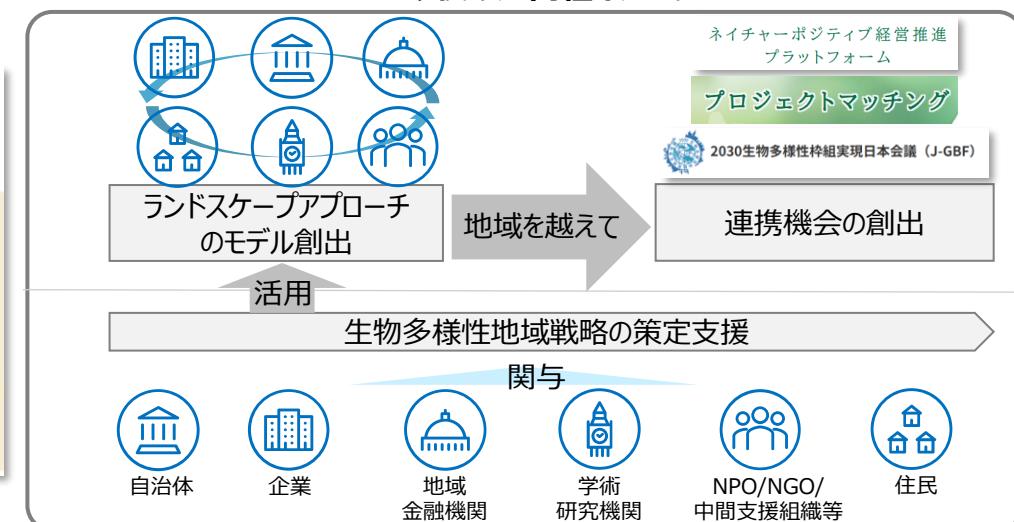
国の施策

- ・ **ランドスケープアプローチの実践に関する先行モデルの創出**（自然共生サイト等を核に様々な取組を有機的に連携させ、地域全体の取組に発展）【～2026年度】
 - ・ NPEプラットフォームのプロジェクトマッチングやJ-GBFの地域連携フォーラム等において**連携機会の創出**【～2030年度】
 - ・ **生物多様性地域戦略の策定支援を継続実施**。ランドスケープアプローチの観点も強化【～2030年度】

ステークホルダーの取組

- ・ 地方自治体は、実効性のある生物多様性地域戦略の策定等を通じて、地域と関係する企業、地域金融機関、NPO/NGO、中間支援組織、住民等の多様な主体を巻き込んだNPな地域づくりを推進（魅力的な暮らしの場の提供、地域の特産品のブランド化等）
 - ・ 企業、地域金融機関、NPO/NGO、中間支援組織、住民等は、地域主導の連携の場を活用し、事業を起點とした地域づくりに参画（企業版ふるさと納税等も活用）

今後の方向性イメージ

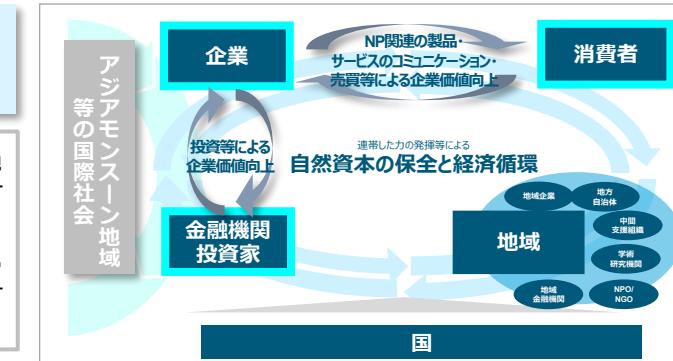


(3) NPE移行に向けた重要な視点2 現状・理想・ギャップ

視点2：自然資本の環境価値を活用した経済全体の高付加価値化、情報開示促進及びネイチャーファイナンスの拡大により、NP経営実践の拡大・深化を図る

現状

- 企業はTNFD開示等に着手し始めているが、企業のNP取組が資金の呼び込みや、製品・サービスの需要増に繋がっていない等により、その成果が企業価値等に反映されていない場合が多い
- 金融機関・投資家は、企業のNP取組の評価指標が単一ではなく、NPか否かの判断に基づいたファイナンス行動の実施が困難な状況



理想

- NPの環境価値（無形資産含む）を活用した経済全体の高付加価値化（NPの環境価値の市場への反映）とNP市場の創出がされている
- 企業は、TNFD開示等のNP取組の推進により企業価値の向上ができる
- 金融機関・投資家がエンゲージメント等を通じて投資判断を含めた企業のNP取組の価値評価を行い、「NP経営への資金呼び込みに資するネイチャーファイナンスの拡大及び質の向上」が進んでいる

現状と
理想の
ギャップ
（=本視点に
おける
主要課題）

- 2-1：生物多様性・自然資本に関するデータ整備：企業等による活動が生物多様性や自然資本に与える正負の影響を評価する上で必要となる自然関連の基盤情報の収集・整備が必要
- 2-2：生物多様性・自然資本の価値取引を見据えた価値評価：科学的なエビデンスに基づいて定量的に評価する手法が確立されておらず、日本はじめアジア地域の自然環境の特徴やそれに即した取組が適切に評価される手法が必要。生物多様性・自然資本を「価値づけ」し、その活用について検討することにより、民間資金動員を促進することが必要
- 2-3：NP経営移行による「企業価値向上ストーリー」の確立・浸透：NP経営への移行が企業価値へポジティブに反映されるよう考え方の整理及び事例の創出を図り、社会浸透させることが必要
- 2-4：ネイチャーファイナンスの拡大・質向上：金融機関・投資家がNP取組に関する判断に必要な情報・理解材料が不足。企業のNP経営の価値を適切に評価した上で投融資判断ができる（=投融資方針にNPが織り込まれている）ようにすることが必要
- 2-5：消費者側の意識・行動変容への仕掛け：消費者がNPなモノづくり・サービス等に価値を見出す仕掛けが必要

今後の方向性の整理2-1：生物多様性・自然資本に関するデータ整備



課題への対応状況

- 環境省では、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000等の基本的な調査・モニタリングを、国・地方自治体・市民等が連携して実施し、生物多様性センターがとりまとめの上公表
- 「生物多様性見える化システム」を開発（2025年4月より試験運用開始）し、生物多様性保全上効果的な場所及び活動状況・効果を可視化
- 国内外の民間企業、学術研究機関等は、生物多様性・自然資本に関する調査データの整備やその把握を容易にするためのツールの開発等を進めており、グローバル規模で衛星・ドローン等のリモートセンシング技術を活用した“見える化”を目指す動きが活発化



**企業等の活動が生物多様性や自然資本に与える正負の影響を評価する上で
必要となる基盤情報の収集・整備が必要**

今後の方向性

● 国の施策

- 衛星を活用した植生図の整備等速報性を重視した自然環境情報の収集・整備【～2030年度】
- 生物多様性見える化マップの機能を搭載・拡充【～2030年度】（※再掲）
- 産官学が整備している生物多様性・自然資本に関する各種データベース等の機能・連携強化【～2030年度】
- TNFDの自然関連データパブリックファシリティ（NDPF）や自然関連の各種指標に関する検討（NPIのSoN※、昆明・モントリオール生物多様性枠組の指標等）の国際動向と、各種データベースの整合性を確保【～2030年度】

● ステークホルダーの取組

- 学術研究機関・企業等が連携して、データを継続的に収集・整備し（使い易い形で）共有
- 企業、金融機関・投資家、自治体等が各種データベース等の機能・連携強化に参画し、NP取組の効果測定やTNFD開示等に向けて利用**



▲生物多様性情報システム（J-IBIS）



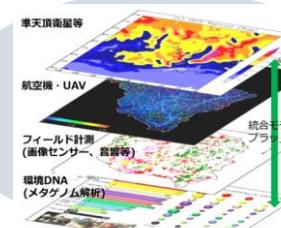
▲生物多様性「見える化」マップ

各種データベース等の機能・連携強化

J-IBIS

HEADAS

生物多様性「見える化」マップ
試験運用中



整合性確保



STATE OF
NATURE
METRICS



▲TNFDの開示提言



▲TNFDのNDPF
調査結果

※ NPIのSoN : Nature Positive InitiativeのState of Nature

出典：環境省「[生物多様性センター\(環境省自然環境局\)](#)」/ 環境省「[生物多様性「見える化」マップ](#)」/ 環境省「[環境アセスメントデータベース](#)」/ TNFD「[Taskforce on Nature-related Financial Disclosures \(TNFD\) Recommendations – TNFD](#)」/ TNFD「[Findings of a high-level scoping study exploring the case for a global nature-related public data facility – TNFD](#)」Saito et al. (2018)「[The Ghana Model for Resilience Enhancement in Semiarid Ghana: Conceptualization and Social Implementation](#)」

課題への対応状況

- ・生物多様性・自然資本の価値評価について、自然や生態系が提供する恩恵を経済的に評価するTEEB^{※1}や、国の豊かさを自然資本も含めて測る新国富、自然と経済の関係を統計的に整理する自然資本会計（SEEA等）などの研究が継続して進行中
 - ・生物多様性・自然資本の「価値づけ」を促進し、民間資金動員の拡大が必要であるが、TNFD開示指標や自然の状態に係る指標案（NPI）等が開発されているものの、科学的なエビデンスに基づいて価値を評価する手法が確立されていない
 - ・地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトについて、TNFDやIAPB^{※2}といった国際的な動向（開示における活用の可能性）も考慮しながら、運用中（同サイトの保全管理に対する第三者による支援を公的に認定するための支援証明書制度も試行）

国際的議論と整合を図りながら、**生物多様性・自然資本を「価値付け」し、その活用について検討することにより、民間資金動員を促進することが必要。この際、日本をはじめ、アジア地域の自然環境の特徴やそれに即した取組が適切に評価されることが必要**

世界における生物多様性クレジット制度の検討状況



今後の方向性

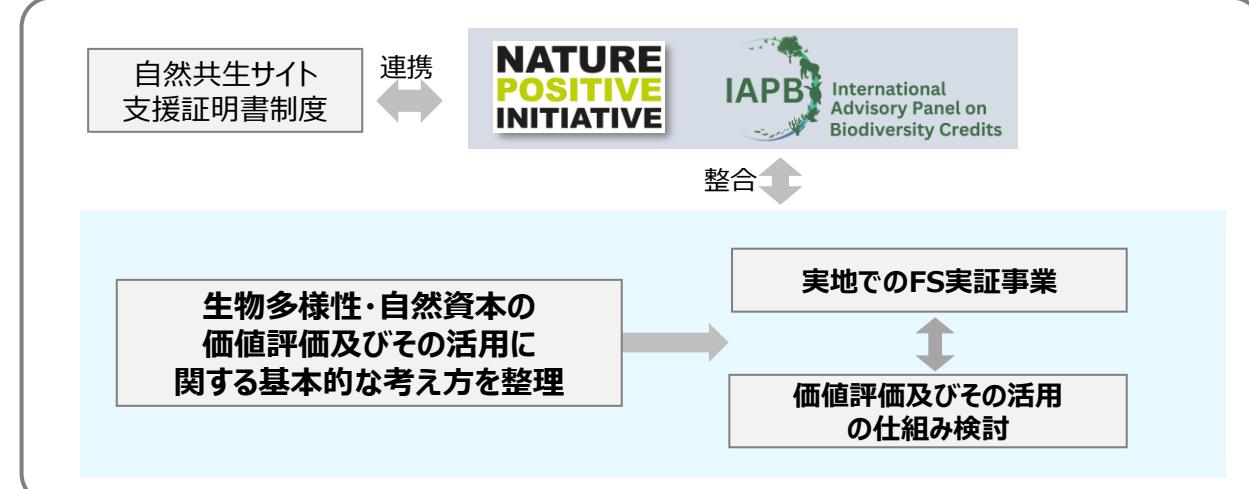
● 国の施策

- ・自然共生サイトに係る支援証明書制度の本格運用（再掲）【2025年度～】
 - ・価値評価及びその活用に関する基本的な考え方を整理【～2025年度】
 - ・日本（島国・アジアモンスーン地域）ならではの自然の状態に関する考え方（アンダーユースが危機の一つであること等）の組み込み
 - ・定量的な価値評価の前提となる自然関連データ基盤のあり方も連携して整理
 - ・実地でのFS実証事業も実施しつつ、価値評価及びその活用の仕組みを検討・整理【2026年度～】

●ステークホルダーの取組

- ・産学金がFS実証事業等へ参画し、生物多様性・自然資本の価値の評価の在り方や活用手法を共創した上で、地域性やミティゲーション・ヒエラルキーを踏まえつつも、活用を実際に進めて、資金動員につなげる

今後の方向性イメージ



※1 生態系と生物多様性の経済学 / ※2 The International Advisory Panel on Biodiversity Credits (IAPB)
出典：環境省「経済的インセンティブに係る国内外の動向」/ 環境省「支援証明書の情報開示への活用に係る考察資料」

今後の方向性の整理2-3：NP経営移行による「企業価値向上ストーリー」の確立・浸透



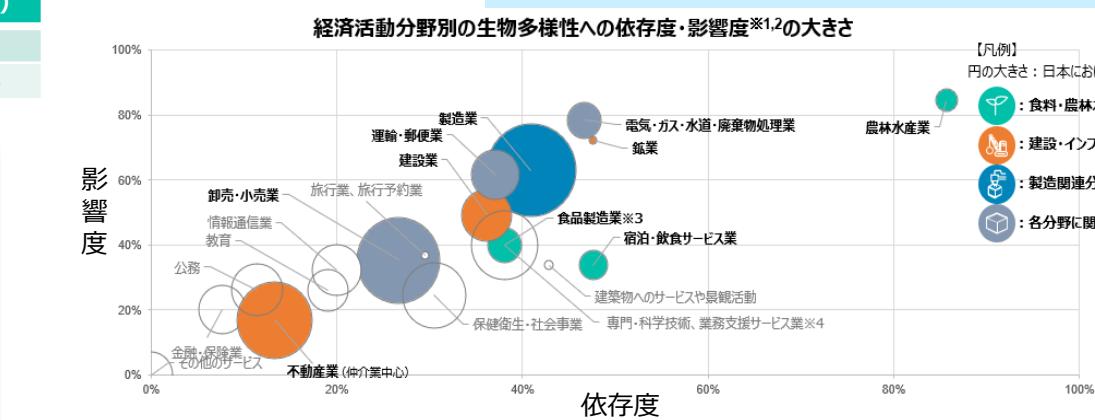
課題への対応状況

- TNFDアダプター企業は既に180以上、NP宣言数は900以上に達している状況（2025年7月31日時点）
- 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、生物多様性、生態系及び生態系サービス、人的資本におけるリスク・機会に関する開示のリサーチを開始。
- 環境省は、開示・目標設定等に関するワークショップや支援モデル事業等の実施を通じたNP経営に関する能力養成を実施
- NPEに資する技術普及等を目的としたマッチングイベントの開催（経団連自然保護協議会/2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）の共催）や、NPEプラットフォームの新設など、ステークホルダー間の互助・協業の取組を推進

多くの企業はNP関連の製品・サービスや市場関連の機会を期待する一方で、企業のNP経営移行と事業機会の関連性が不明瞭であり、成果が企業価値に反映されている事例は限定的であるため、中堅・中小企業も含めNP経営移行が企業価値向上につながるストーリー（株価、株価純資産倍率PBR向上のみならず、NP経営移行過程での消費者の購買意欲向上、売上向上なども含む）を確立・浸透させることが必要

企業等による生物多様性への取組状況（2025年7月時点）

TNFDアダプター	181社
NP宣言・賛同団体数	975団体
生物多様性に関する取組における課題（N=281）	
0% 25% 50% 75% 100%	
他社がやっていない 9	
経営層が必要と考えていない 10	
事業利益に貢献しない 38	
投資家の要望・ニーズがない 11	
顧客の要望・ニーズがない 22	
指標、目標の設定や計測シナリオの設定・評価、知識、人員・時間や予算の不足、サプライチェーンが複雑 170	
生物多様性関連の事業リスクや機会の特定 149	
生物多様性保全、再生や持続可能な利用の方法 130	
その他 123	
生物多様性との関連性がわからない 119	
事業と生物多様性との関連性がわからぬ 55	
生物多様性保全、再生や持続可能な利用の方法 34	
その他 30	
課題はない 28	
未回答 5	



▲ 分野別の自然への依存度・影響度及び国内産業規模を踏まえた優先対象分野の特定

◀ 生物多様性に関する取組の理由及び課題のアンケート結果

今後の方向性

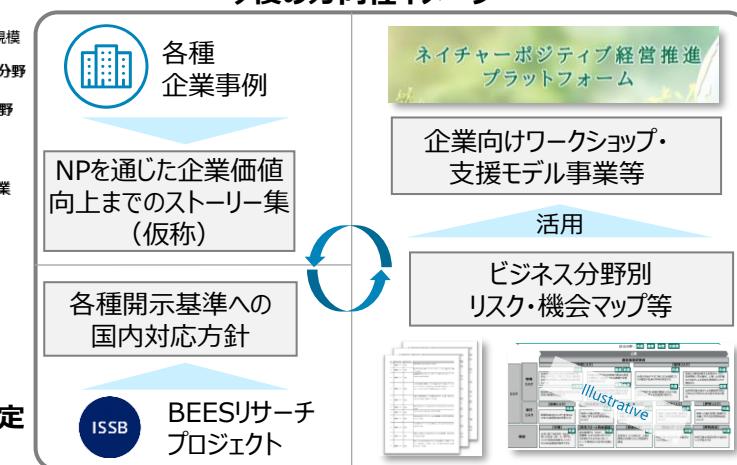
● 国の施策

- 優先対象分野別（自然への依存度・影響度及び国内産業規模より特定）のリスク・機会ロングリストの検討・策定【～2025年度】
- 「NPを通じた企業価値向上までのストーリー集（仮称）の検討・策定【～2025年度】
- 上記ストーリー集やビジネス分野別リスク・機会マップ等を活用し、NP経営移行に向けた能力養成や技術開発・支援（スタートアップ、特に優先対象分野の中堅・中小企業関連含む）の実施【～2030年度】
- NPEプラットフォームの活性化を通じた互助・協業の取組を推進【～2030年度】
- 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるBEES※1リサーチ・プロジェクト結果を踏まえた対応の検討【2026年度～】

● ステークホルダーの取組

- 企業は、事業活動による自然への依存と影響の整理、リスクと機会への対応の重要性、目標設定や移行計画の策定等も含めて開示プロセスを深化させ、金融機関・投資家との対話を通じてマテリアルな領域からTNFD等の開示をし、自然資本を持続可能な形で活用したビジネスに取り組むことでNP経営が企業価値向上につながることを示す
- 中堅・中小企業も、先行する開示内容やNPなビジネスをモデルとしてNP経営へ移行
- 金融機関・投資家は、企業との対話においてNP経営による企業価値向上ストーリーに着目し、投融資判断に織り込む

今後の方向性イメージ



※1 Biodiversity, Ecosystems and Ecosystem Services (BEES) 出典：IUCN「Home | J-GBF ネイチャーポジティブ宣言」/一般社団法人日本経済団体連合会「企業の生物多様性への取組に関するアンケート調査概要」

今後の方向性の整理2-4：ネイチャーファイナンスの拡大・質向上

課題への対応状況

- 国際的には、世界銀行グループにおいてネイチャーファイナンスについて定義^{※1}し、PRI（責任投資原則）やUNEP FI、ICMAが金融機関・投資家向けのガイダンス等を公開
- 日本国内では、一部の大手金融機関・機関投資家が自然資本に着目した投融資商品を開発しており、FANPS^{※2}はNPに貢献する技術をまとめたソリューションカタログを策定（損害保険セクターは自然災害等の保険金支払いによるアセットロスの影響を受ける性質から先行傾向）

一方、企業のNP経営の評価指標が単一ではなく、また評価に必要な情報・理解材料が不足している状況。今後、ネイチャーファイナンスの拡大・質向上を促進するためには、金融機関・投資家が、企業のNP経営の価値を適切に評価した上で投融資判断ができる（=投融資方針にNPが織り込まれている）ようにすることが必要

NP目標に関連する金融商品例

セクター	企業	プロジェクト・商品名
銀行 信託銀行 信用金庫 地銀等	みずほ銀行、みずほリサーチ＆テクノロジーズ	Mizuho 自然資本インパクトファイナンス
	三菱UFJ銀行	自然資本経営評価型ローン
	三井住友銀行	自然資本経営推進分析融資
	三井住友信託銀行	ネイチャー・インパクトファイナンス
	三井住友トラスト・インベストメント、SBI新生企業投資	サーキュラーエコノミー・ネイチャーポジティブ1号ファンド（100億円規模）のリリース
	七十七銀行	宮城県沿岸部におけるブルーエコノミーの構築
	肥後銀行	ひがんSDGsサポートローン
保険	MS&ADホールディングス	自然資本・生物多様性の保全・回復に資する商品・サービスの提供（森林の再造林を保証する火災保険「フォレストキーパー」など）
	損害保険ジャパン	森林由来のカーボンクレジットに関する補償

今後の方向性

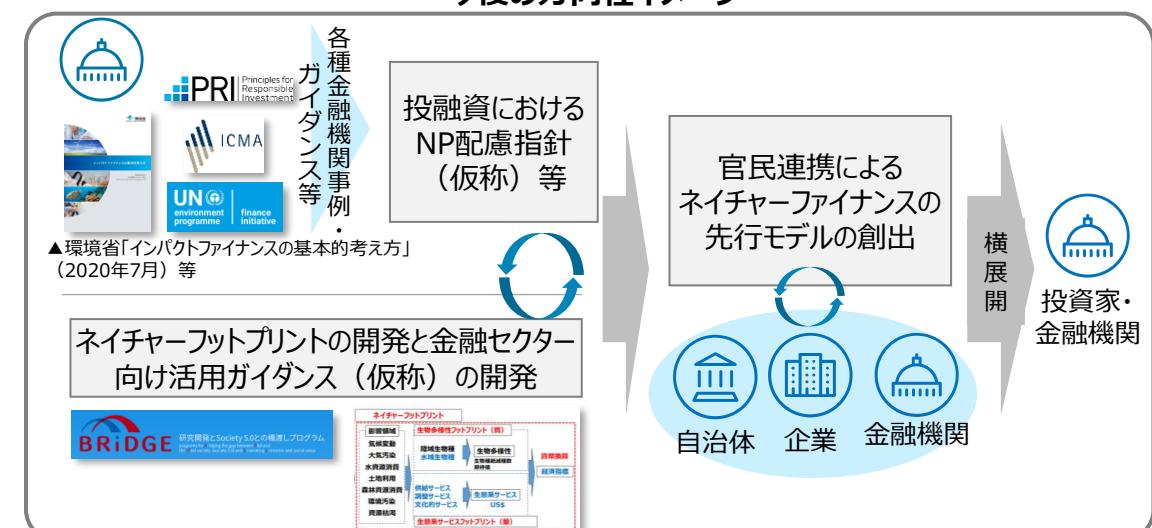
● 国の施策

- 国内外のネイチャーファイナンスの拡大・質を向上させるための、投融資におけるNP配慮指針等（仮称、国内外の優良事例含む）の検討・策定【～2026年度】
- 同指針等を活用した、官民連携によるネイチャーファイナンスの先行モデル（NP配慮を通じた投融資及びその効果検証等）の創出【2026年度～】
- ネイチャーフットプリントの開発と金融セクター向け活用ガイダンス（仮称）の開発支援【～2025年度】

● ステークホルダーの取組

- 金融機関・投資家は、NP経営が企業価値向上において重要な要素であるという認識をした上で企業と対話し、投融資判断においてNP視点を織り込む
- NP宣言等のコミットメントを行う金融機関・投資家が拡大し、NPに貢献する金融商品の市場規模を拡大ようにすることが必要

今後の方向性イメージ



※1 世界銀行グループは、ネイチャーファイナンス（Nature Finance）を「2030年までに自然喪失を食い止め、反転させるというNP目標に貢献し、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施を支援するファイナンス」と定義し、その分類として、NPファイナンス（Nature Positive Finance）、ネイチャー主流化ファイナンス（Nature Mainstreaming Finance）を挙げている。

※2 Finance Alliance for Nature Positive Solutions

課題への対応状況

- 2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）行動変容WGでは、消費者・生活者の行動変容を促し得る研究成果等をとりまとめ、小売店等企業によるNPな商品・サービスの展開を支援
- 各種認証制度（FSC、ASC、RSPO等）は、自然資本の持続可能な活用を目的としており、その取引量は増加傾向（環境省においてもその活用を促進すべく、環境ラベルのデータベースを整備）
- 国内の消費者に対しては、森里川海プロジェクトやデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）等において、環境配慮行動の呼びかけを継続して実施中



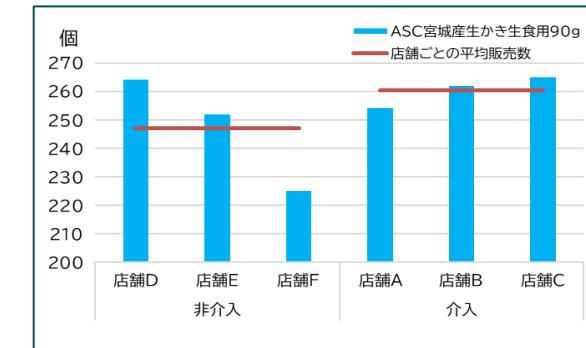
商品・サービスに企業のNP取組の価値を見いだす消費者層の拡大が必須。そのためには、小売店をはじめ、VC企業全体が一体となって、**消費者がNPなモノづくり・サービス等に価値を見出す仕掛けが必要**

ネイチャーポジティブ（NP）製品の市場活性化キャンペーンを実施

【調査概要】情報提供の内容や方法について介入点及び介入策を検討。

- ①ウェブアンケートを基に購買行動につながる要因分析・介入策を設定。
- ②小売店と連携して購買調査を実施。

【介入策】ASC認証商品に、**自然豊かな海で生産されたことを示す写真と説明POP設置**



【結果】POPを設置した販売店の販売数が**5.0%増加**！

今後の方向性

●国の施策

- NP配慮商品・サービスの**価値を見せる売り場づくり等のコミュニケーションの好事例創出**及び消費者・VC上の企業・他の小売店等への横展開【好事例創出：～2026年度、水平展開：2027～2030年度】
- 消費行動における**NP配慮の重要性等を継続して周知**【～2030年度】

●ステークホルダーの取組

- 消費者は、商品・サービスにNP関連の価値を正しく理解**し、選択的に購買する。
- 小売店が多面的にコミュニケーションツールを活用し、企業のNP取組を消費者へ効果的に伝え、消費行動を促進
- 消費者や小売店のニーズを把握したうえで、サプライチェーンの上流側に位置する企業、生産者、地域等は、NPに貢献できる商品・サービス等を創出する

今後の方向性イメージ

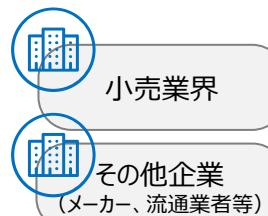
NP配慮商品・サービス
(各種認証制度等)



活用・連携

小売店はじめVC企業全体
で連携し、消費者への意識・
行動変容の仕掛けを実施

横展開



行動変容促進



(3) NPE移行に向けた重要な視点3 現状・理想・ギャップ

視点3：NPな取組を進める日本企業の国際的競争力の強化のために、産官学の連携の下、自然資源の調達や土地利用の在り方を含めた自然領域のルールメイキング等に積極的に関与・主導する

現状

- 海外拠点・取引先等も含めたグローバルVC全体でのNP対応が求められているが、資源・知見・データ等の不足により多くの企業において対応は限定的であり、資源安全保障のリスクにも繋がりかねない。また、VC全体のNP対応はコストがかかる一方、企業は「取り組むべき水準」の判断がつかない
- 生物多様性・自然資本を巡る国際ルールメイキングが活発化している中、日本企業は「見えない市場への投資」が弱い。これまでのルールメイキングは主に「官」主導だったが、ルールの裏付けをつくる「学」、市場をつくる「産」との連携がより一層必要なうえ、日本の先進的なNP技術・事例等や政策等の海外への情報発信が十分にできておらず、世界的にも優れた技術や研究結果等を、大学発ベンチャー等による標準化や事業化に繋げられていない



理想

- 中小企業や海外企業を含むグローバルVC全体で調達における自然関連情報の把握や取組効果の可視化ができる仕組みが構築され、さらにNPな商品の高付加価値化が進み、公共調達等をはじめとした機会を活かして、持続可能な調達を確立し、途上国を含む各地への環境負荷が低減される
- 生物多様性・自然資本を巡る国際ルールメイキングに産官学連携で参画し、日本の企業が劣後しない市場の維持、新たな市場への参入を図ることができる。特に、日本の生物多様性・自然資本の特徴や企業のNP取組が国際的に評価されるルールメイキングが進み、さらに強みを有する技術が国際標準化プロセスに組み込まれ、アジアモンスーン地域への横展開等が図られる等、新たな市場の創造と事業化が促進される仕組みが確立される

現状と理想のギャップ (=本視点における主要課題)

- 3-1：調達におけるNP配慮の推進：企業がグローバルVCの中でNP取組を試みる際、自然への負荷を可視化・評価するためのデータ基盤が未整備であり、手法も普及していない。また、負荷低減や高付加価値化の参考となる優良事例の不足に加え、公共調達等に際しての自然関連の基準も未整備
- 3-2：自然領域における国際ルールメイキングへの参画：国際枠組みにおいて日本企業のNP取組が適正に評価されるための理解とツール等が不足しており、自然領域の国際ルールメイキングへの参画に向けた産官学連携の体制や主導する人材も不足。また、日本が優位性を発揮しうる技術分野の国際標準化に向けた有効なアプローチが未確立

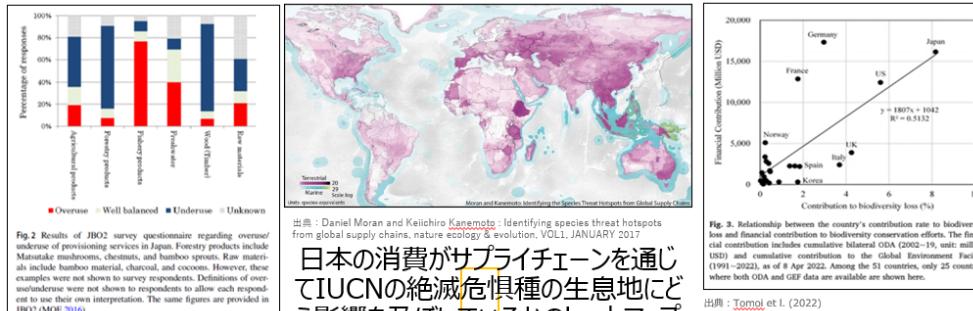
今後の方向性の整理3-1：調達におけるNP配慮の推進

課題の詳細及び対応状況

- 環境省等は2024年度、日本企業のグローバルVCにおける事業活動影響が大きいASEAN諸国について、対応状況・課題等を調査。日本企業は特に、①サプライチェーンの自然リスク評価、②調達時の認証製品の選択やデュー・ディリジェンス、③原料生産地の現地支援の3つに分類される対応を推進
- 公的機関は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、率先して環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進

日本は国外の自然資本への依存度が高いが、調達における持続可能性の確保やNPへの配慮に取り組むにあたり、**トレーサビリティの不確実性（技術面・経済面等）や、どこまで取り組むべきか、という水準が不明瞭である**という点が課題

自然資本への依存・影響評価における課題



出典 : Ohsawa et al. (2019)

日本の生態系サービスの過剰利用・過小利用のアンケート結果

日本の自然資本には余り依存していない（漁業除く）

ASEANの熱帯雨林地域などへの影響が大きく見られる

日本は海外の自然資本に大きく影響を与えながら依存もしている

国レベル・企業レベルの双方で自然資本への依存・影響を適切に評価し、海外諸国におけるバリューチェーンも含め改善していく意義がある

生物多様性損失及び保全に対する各国の貢献度合いを示したもの
日本は保全への貢献も大きいが損失への寄与度も世界最大と見られる

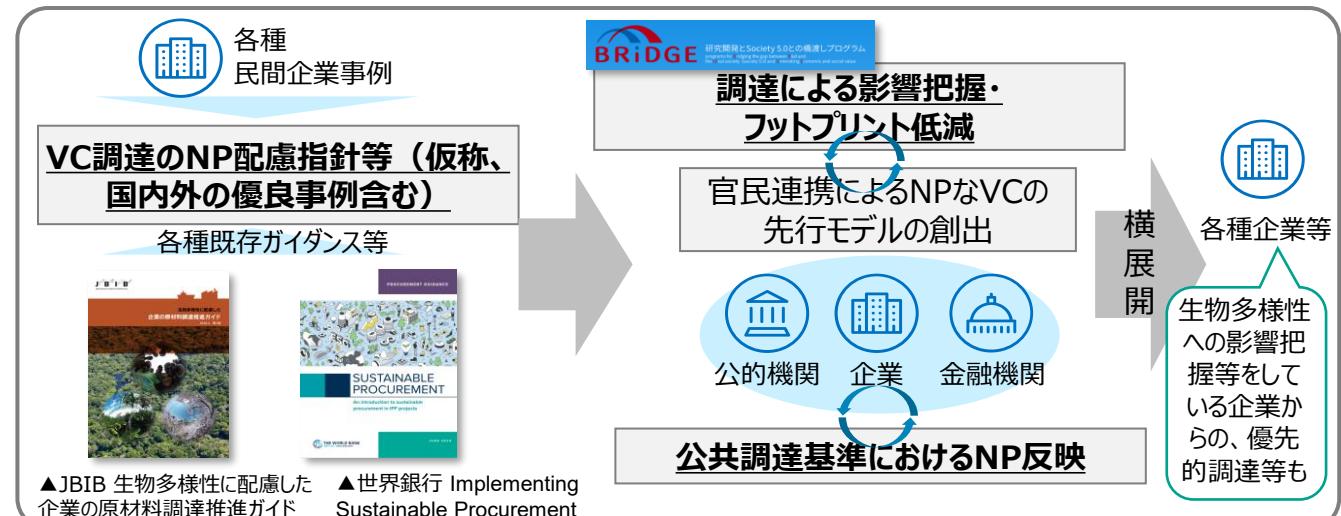
今後の方向性 国の施策

- グローバルVCにおける生物多様性への影響把握、負荷低減に関する企業の具体的な行動支援（データ・ツール等の体系整理等）【～2025年度】
- 調達におけるNP配慮指針等（仮称、国内外の優良事例含む）の検討・策定【～2026年度】
- 上記NP配慮指針等を活用した、官民連携によるNPなVC構築の先行モデルの創出及び調達を通じたフットプリント低減に向けた検討【2026～2027年度】
- グリーン購入法等の公共調達基準への反映に向けた検討【2026年度～】

ステークホルダーの取組

- 企業等が、上記NP配慮指針等を踏まえ、調達におけるNP配慮を実践するとともに、データ・ツールの活用や情報の共有等によりVC全体で企業間の互助協業の取組を促進
- 企業がVC全体で調達リスク等に対するレジリエンスを高め、事業の持続可能性を向上

今後の方向性イメージ



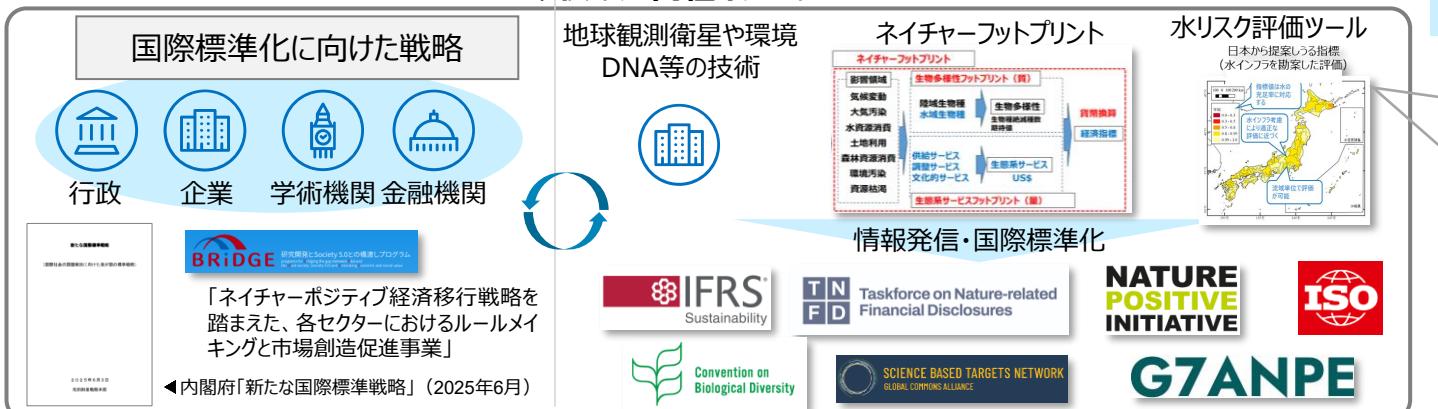
今後の方向性の整理3-2：自然領域における国際ルールメイキングへの参画

課題の詳細及び対応状況

- TNFD等の開示や目標設定等に関するルールメイキングが顕在化。日本は、TNFDでの開示を宣言している企業（TNFDアドAPTER）が世界最多であり、開示への取組意欲が高い状況。環境省は、2024～2025年度にかけてTNFDに約50万ドル相当の拠出を実施し、自然データ公的ファシリティNDPFの立ち上げに向けた共同研究や、TNFD管理運営協議会への参加等を進め、開示における国際ルールメイキングに参画
- 生物多様性分野における国際標準規格に関するISO/TC331について、2021年度に国内審議委員会を設置し、産学官が連携して規格開発に関する対処方針の検討等を実施
- 環境省は、2024年度から実施している「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」において、自然領域における日本企業の市場獲得の基盤となる“攻めの戦略”・“守りの戦略”的シナリオを検討し、国際ルールメイキングへ参画する体制を構築中
- 特に、2024年度はネイチャーフットプリント（企業の事業活動におけるサプライチェーン全体の環境負荷を“見える化”する評価手法）について、国際標準化も見据えた開発に着手
- 自然共生を重要領域の一つに位置づけた「新たな国際標準戦略」（2025年6月・知的財産戦略本部）を策定し、国内における国際標準化に向けた体制を強化

▼
NP市場を創出し、日本企業の国際競争力を強化していくためには、国際ルールメイキングへの参画（連携体制の構築・人材育成）に加え、“価値づけがなされていない自然資本”への価値づけや研究開発等を通じた様々な技術分野等の育成及び国際標準化が必要

今後の方向性イメージ



今後の方向性

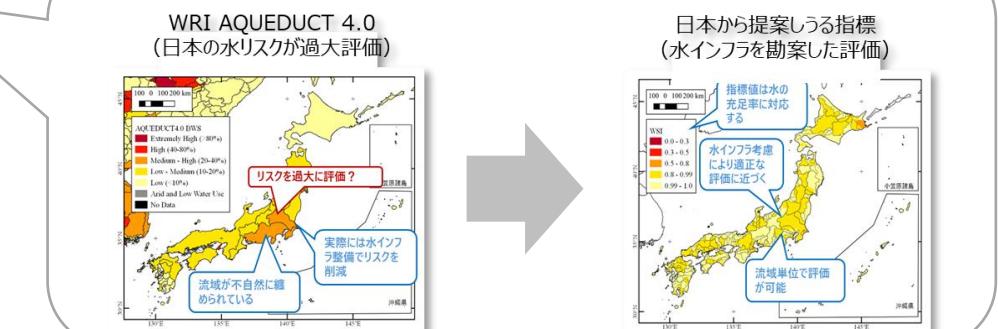
国の施策

- 日本が技術力で強みを有する技術・ツール等について、TNFDやSBTN、NPI、IPBES、ISO/TC331等のルールメイキングの場での打込み（地球観測衛星や環境DNA等を活用した自然関連のモニタリング手法や、流域全体の水リスク評価ツールなど）【戦略策定：～2026年度、ルール形成参画：～2030年度】
- G7ANPE等における国際的な情報ネットワークにおいて、日本の取組・成果に関する情報発信を実施【～2030年度】
- ネイチャーフットプリントを開発・公表し、国内の企業や金融機関等の活用実績を増やしつつ（金融セクター向け活用ガイド（仮称）の開発支援含む）、国際的にも開示等に広く活用されるよう、ASEAN諸国への展開やLCA関連の国際会議等での連携強化を実施【開発：～2025年度、水平展開：2026～2028年度】

ステークホルダーの取組

- 企業・学術機関等は、地球観測衛星や環境DNAを活用したモニタリング手法や事業活動を通じた水リスクに係る評価ツール等を含め、アジア地域のロールモデルとなるようなNPに資する技術について、開発・情報発信しつつ、国際標準化等に向けた議論の場に参画
- ランドスケープアプローチによるNPな地域づくりなど、地域主導の優良事例についても、国際的な情報発信を実施

生物多様性・自然資本に関する新たなモデルの開発・標準化（例：水リスク）



(4) ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップにおける国の施策の全体像

